

化学災害・テロ対策に関する検討会 開催要綱

1 目的

近年、国際テロリズムが拡大し、大規模イベント等を標的としたテロ事案が国際的に発生している中、こうした事案に対する公衆衛生対策や被害者等の医療の対応は喫緊の課題となっている。そこで、化学災害・テロによる健康危機事案に対する公衆衛生及び医療の備え、さらに事案発生時の対応に関する技術的事項を検討するため、化学災害・テロ対策に関する検討会(以下「本検討会」という。)を開催する。

2 本検討会の検討事項

化学災害・テロによる健康危機事案への備えや事案発生時の公衆衛生及び医療の対応に関する技術的事項(特に、大規模イベント等、テロ事案の発生の蓋然性の高まる状況における化学テロに対する公衆衛生及び医療の備えに関する技術的事項)について検討する。

3 本検討会の構成等

- (1) 厚生労働省大臣官房厚生科学課長は、本検討会の開催するにあたり、別紙に定める構成員を参集する。なお、構成員については、本検討会の検討事項に関わる専門領域が多岐に及ぶことに鑑み、検討事項に応じて適宜変更を行うものとする。
- (2) 本検討会に座長を置き、座長は本検討会の議事を整理する。座長は厚生労働省大臣官房厚生科学課長が選任する。
- (3) 厚生労働省大臣官房厚生科学課長は、必要に応じて、本検討会に参考人を招致することができる。
- (4) 本検討会は、必要に応じて、関係府省庁等からオブザーバーを置くことができる。

4 その他

- (1) 本検討会は、原則非公開とし、議事録を公開する。ただし、安全保障上の観点から議事録の公開が不相当と考えられる場合及び座長が本検討会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。
- (2) 本検討会の構成員、参考人及びオブザーバーは、本検討会において、非公開となる議事について議論した内容を他言してはならず、守秘する義務を負う。
- (3) 本検討会の庶務は、厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室が行う。
- (4) この開催要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に必要な事項は、厚生労働省大臣官房厚生科学課長が定める。

附則

本開催要項は令和元年9月5日から施行する。